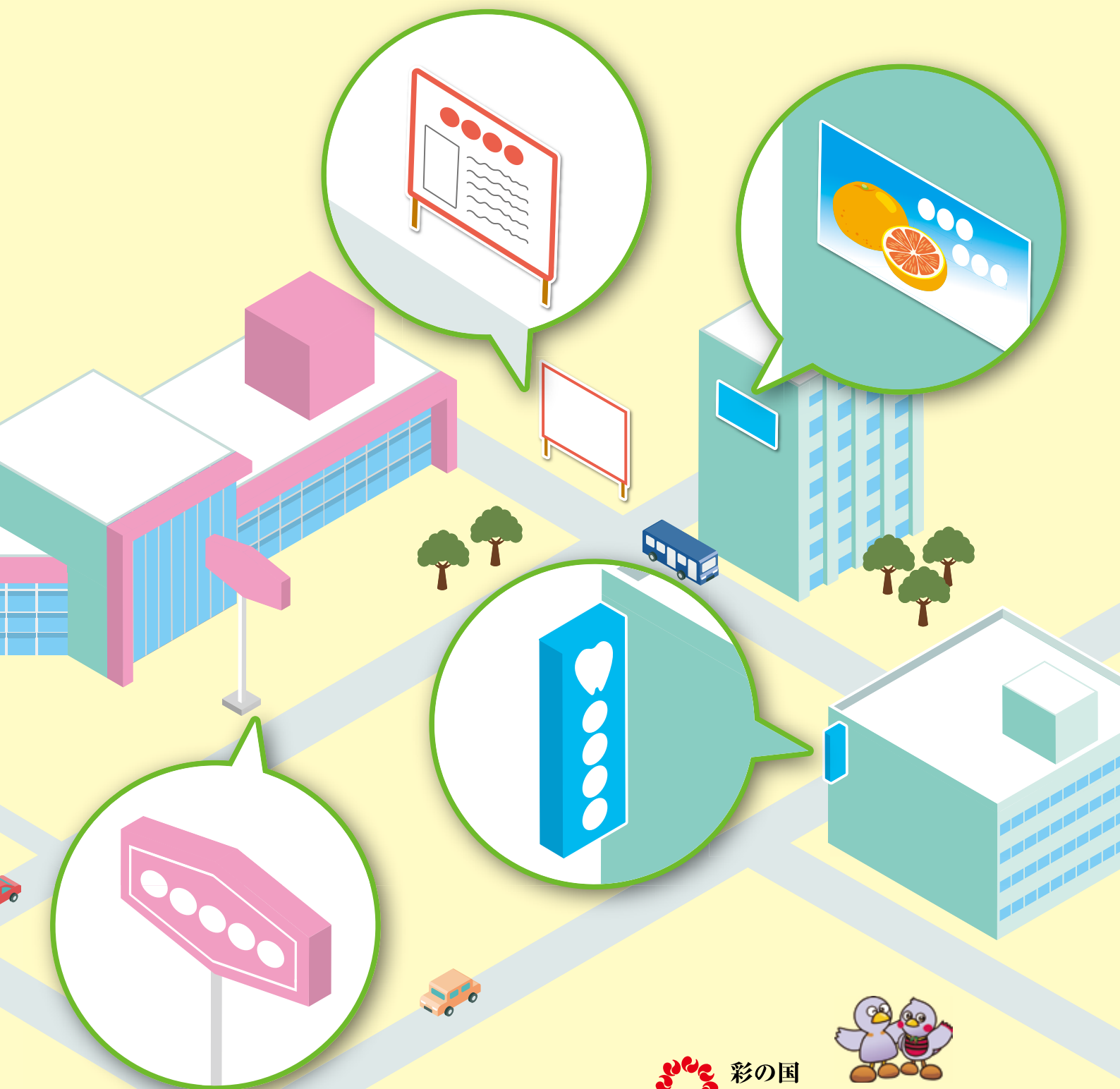


# 埼玉県

# 屋外広告物条例のしおり

令和4年4月版



# 目次

はじめに	1
<b>I 屋外広告物とその規制</b>	
1 禁止広告物	2
2 禁止地域	3
3 許可地域	4
4 禁止物件	5
<b>II 許可の基準</b>	
1 屋外広告物の種類	7
2 建物を利用して出される屋外広告物の基準	8
3 建物から独立して出される屋外広告物の基準	9
4 その他の屋外広告物の基準	11
<b>III 適用除外の屋外広告物</b>	
1 適用除外となる屋外広告物	13
2 自家広告物	13
<b>IV 許可の手続と手数料</b>	
1 許可等の手続の流れ	17
2 許可申請等の添付書類と審査手数料	18
3 許可の手数料と許可期間を定める基準	19
4 許可証票	19
5 屋外広告物の設置を依頼する場合	20
6 屋外広告物の設置の許可申請等の窓口	20
<b>V その他の注意事項</b>	
1 管理義務	21
2 管理者制度	21
3 点検義務	22
4 有資格者による点検	23
5 除却義務	24
6 違反広告物に対する措置	24
7 罰則	24
<b>VI 屋外広告業の登録制度</b>	
1 屋外広告業の登録	25
2 申請方法	25
3 登録申請等に係る必要書類等	26
4 手数料	26

# はじめに

私たちの住む街や郊外の道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインの屋外広告物は身近な情報源として有益であるとともに、街に賑わいや活気をもたらします。

しかし、無秩序、無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、県民共有の財産である自然や街の持つ美しさを著しく損なうことになりかねません。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くこともあります。

そこで埼玉県では、屋外広告物法とこれに基づく埼玉県屋外広告物条例及び同施行規則により、屋外広告物について必要な規制を行っています。この「しおり」は、埼玉県屋外広告物条例が適用される区域（市町村）で屋外広告物を出す場合のルールを理解していただくことを目的として作成したものです。

一部の市町村では独自の屋外広告物条例を制定しています。

それらの市町村では、屋外広告物の設置の許可等については市の条例が適用されます。

ただし、政令指定都市と中核市以外では、屋外広告業の登録については、独自の条例の有無にかかわらず埼玉県の条例が適用されます。

各市町村に適用される条例は下表のとおりです。

## 各市町村に適用される屋外広告物条例一覧

市町村区分	市町村名	屋外広告物の設置の許可等	屋外広告業の登録
政令指定都市	さいたま市	さいたま市屋外広告物条例	さいたま市屋外広告物条例
中核市	川越市	川越市屋外広告物条例	川越市屋外広告物条例
	川口市	川口市屋外広告物条例	川口市屋外広告物条例
	越谷市	越谷市屋外広告物条例	越谷市屋外広告物条例
その他	熊谷市	熊谷市屋外広告物条例	埼玉県屋外広告物条例
	春日部市	春日部市屋外広告物条例	
	戸田市	戸田市屋外広告物条例	
	新座市	新座市屋外広告物条例	
	八潮市	八潮市屋外広告物条例	
	三郷市	三郷市屋外広告物条例	
	その他の市町村	埼玉県屋外広告物条例	

# I 屋外広告物とその規制

## 屋外広告物とは？【条例第2条第1項】

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板などに表示されたものをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、彫像など、一定のイメージ等があるものが対象になります。営利的なものかどうかなど、内容は問いません。

## 屋外広告物の規制とは？【条例第1条】

屋外広告物については、次の2つの目的から規制を行っています。

- ① 良好な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
- ② 公衆に対する危害の防止

具体的には、広告物それ自体とこれを表示するための広告板や広告塔などの提出物件の大きさ、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

## 1 禁止広告物

次に該当する屋外広告物は、出すことが禁止されています（「禁止広告物」といいます。）。

### 禁止広告物【条例第9条】

- ① 著しく汚染したり、退色したり、塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損したり、又は老朽したもの
- ③ 倒壊や落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機や道路標識などに類似するものと、これらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

また、屋外広告物の規制の目的から、次の共通基準があります。

### 共通基準【規則第2条の2】

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ③ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

※ 法令に基づく広告物、国又は地方公共団体の公共的目的のための広告物など、一部の例外的な広告物には、上記の共通基準は適用されません。

## 2 禁止地域

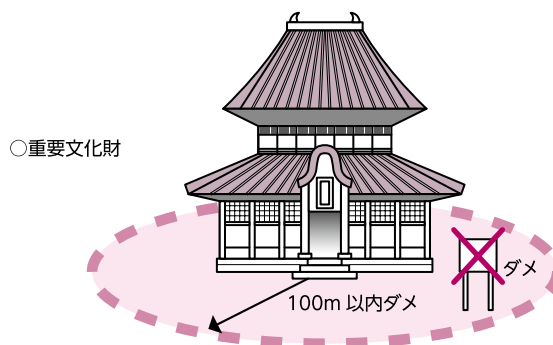
景勝地、美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくないところなどでは、屋外広告物を出すことを禁止しています。これを「禁止地域」といいます。【条例第4条】

禁止地域では、自家広告物(※)等の例外を除き、屋外広告物は出せません。

※自家広告物については13ページを参照

埼玉県内における、禁止地域は次のとおりです。

- 1 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区
- 2 市民農園整備促進法に基づく市民農園
- 3 文化財保護法等により指定された建造物とその周囲100m以内の地域、史跡名勝天然記念物として指定等された地域
- 4 森林法により指定された保安林のある地域
- 5 埼玉県自然環境保全条例により指定された県自然環境保全地域
- 6 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに知事が指定する道路、鉄道及び索道（ロープウェイ等）の区間（道路・鉄道の敷地内）



### 【知事が指定する区間】

- ・ JR東日本、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道及びつくばエクスプレスの全区間
- ・ 国道254号の一部などの40区間

知事が指定した具体的な区間は、埼玉県ホームページに掲載の以下の資料で確認してください。

掲載場所：「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」の  
「2 埼玉県屋外広告物条例に基づき指定された禁止地域等について」  
(トップページ>暮らし・環境>まちづくり>景観)

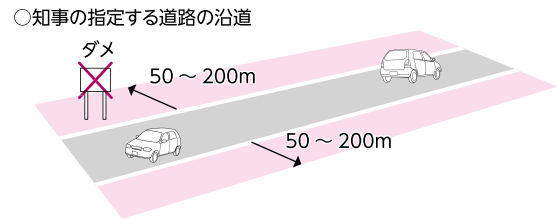
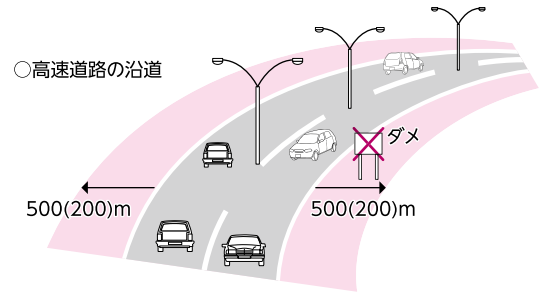
資料：「埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について(告示)」

7 道路、鉄道及び索道から展望できる地域で、知事が指定する区域

【知事が指定する区域】

- ・ 関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、圏央道の路端から500m以内の区域（路面高以下の空間を除く）
- ・ 東京外環自動車道、首都高池袋線の路端から200m以内の区域（路面高以下の空間を除く）
- ・ 国道254号の一部などの区間の沿道区域

（※ 知事が指定した具体的な区域は埼玉県のホームページに掲載の資料で確認してください。掲載場所と資料名は前ページに記載しています。）



8 都市公園法に規定する都市公園

9 知事が指定する河川、湖沼、溪谷、高原及び山岳などの一部区域

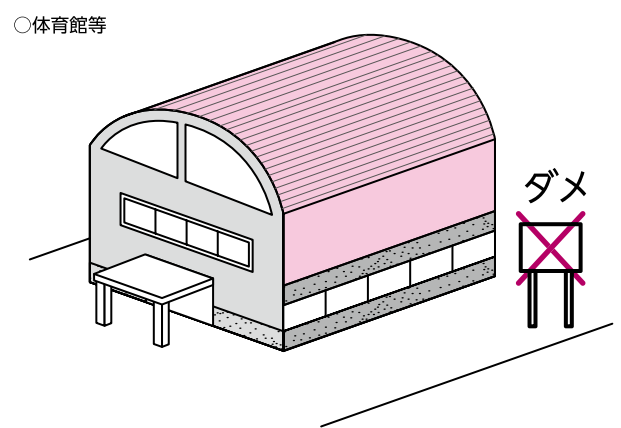
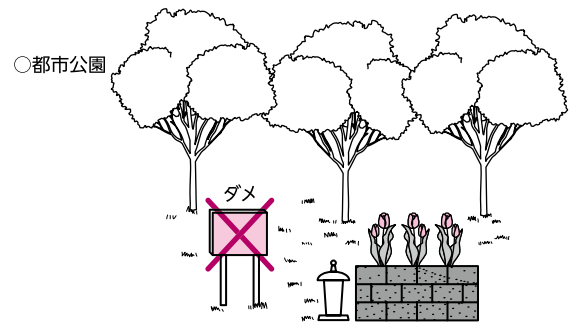
10 駅前広場

11 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の建物とその敷地

12 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院とその敷地

13 古墳及び墓地、秩父聖地公園及び埼玉古墳群とその周囲200m以内の区域

14 社寺、教会、火葬場の建物とその境域



3 許可地域

禁止地域以外の地域を「許可地域」といいます。許可地域では、知事（市町村長）の許可を受けると屋外広告物を出すことができます。

許可地域における許可の基準については、7～12ページを参照してください。

屋外広告物を出す場所が禁止地域に該当するかの確認は、屋外広告物を出す地点の市町村（一部は県土整備事務所）へお問合せください。

## 4 禁止物件

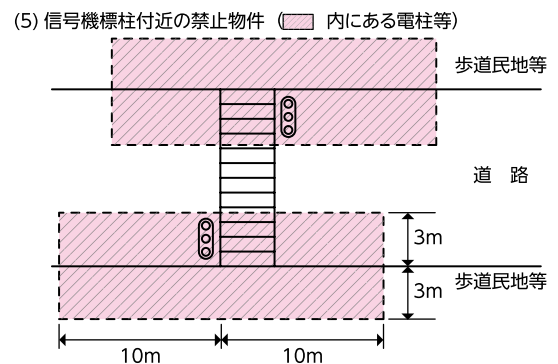
屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来持っている機能や効用を害することになる物件には、許可地域内であっても屋外広告物を出すことを禁止しています。

これを「禁止物件」といいます。【条例第5条、第5条の2】  
禁止物件には、原則として屋外広告物を出すことはできません。

禁止物件は、次のとおりです。

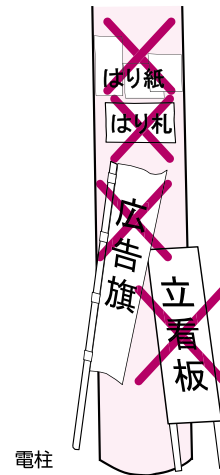
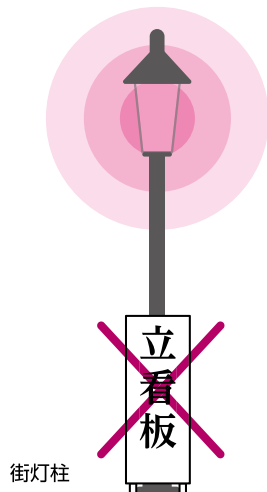
### 1 すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件【条例第5条】

- (1) 橋（陸上橋、歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- (2) 石垣、擁壁
- (3) 街路樹、路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵（ガードレールを含む）、駒止め、里程標
- (5) 信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
- (10) 形像、記念碑



## 2 はり紙、はり札、広告旗、立看板の表示を禁止する物件【条例第5条の2】

国道の県内全区間  
県道の県内全区間  
市町村道の県内全区間 } 及びこれに面する場所にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの



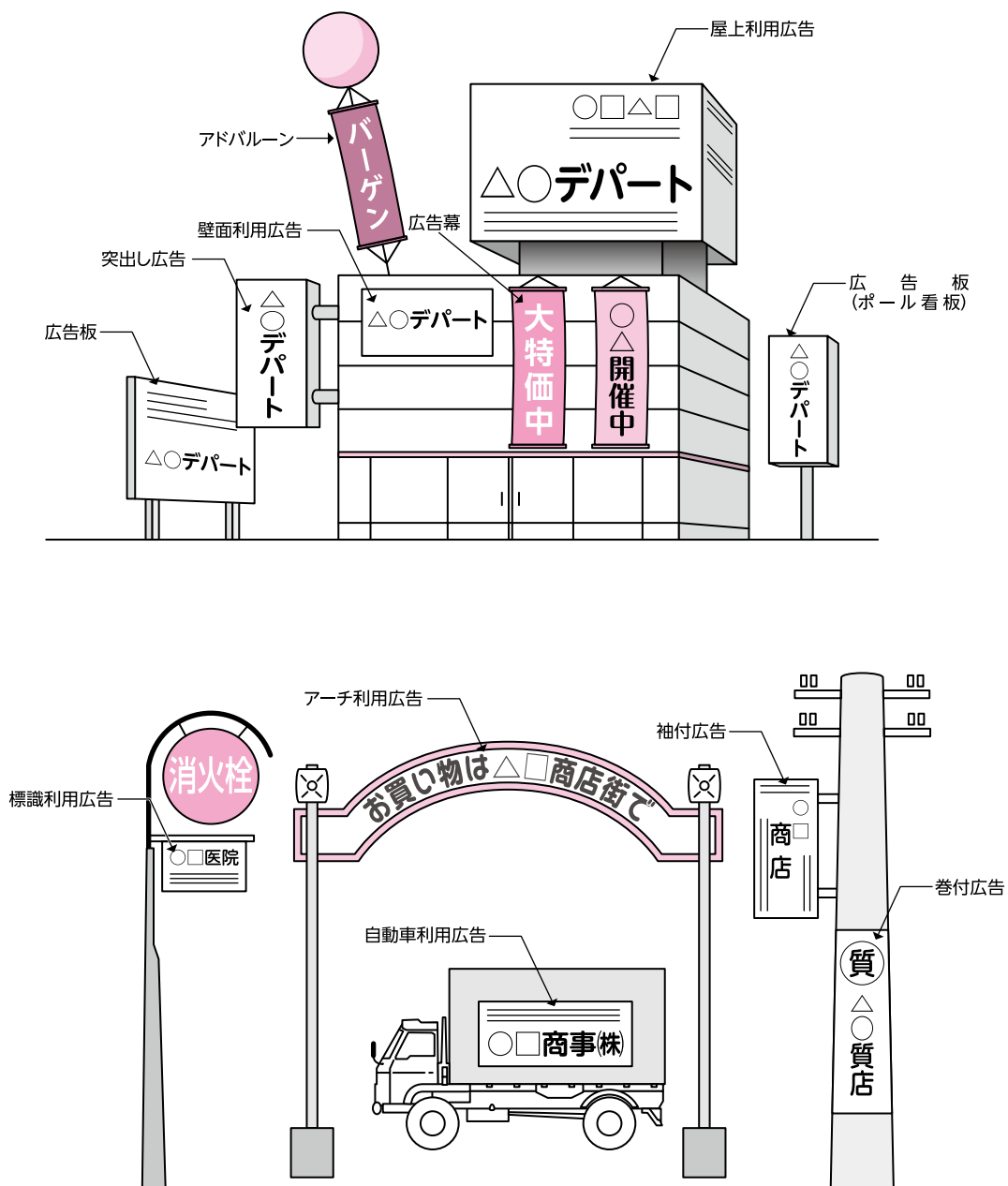


## Ⅱ 許可の基準

許可地域において屋外広告物を出すときは、知事（市町村長）の許可が必要です。【条例第6条】  
埼玉県では、屋外広告物その種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに許可の基準を設けています。【条例第6条第2項、規則第2条の2、別表第1】

なお、禁止地域であっても、適用除外により屋外広告物を出すことができます場合があります。  
※13～16ページ参照

### 1 屋外広告物の種類



## 2 建物を利用して出される屋外広告物の基準

建物の屋上や壁面を利用して出される屋外広告物の基準は、次のとおりです。

### 1 屋上利用広告

建物の屋上に出す屋外広告物です。

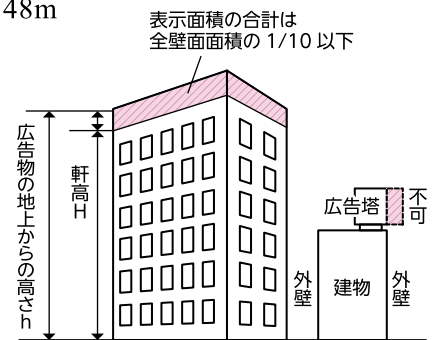
- 1 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の10分の1以下であること。  
ただし、10分の1が10㎡に満たないときは10㎡以下であること。
- 2 広告物の上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下であること。  
ただし、3分の5が12mに満たないときは、地上から12m以下であること。
- 3 建物の壁面から突き出さないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。  
(商業地域は除く。)

なお、建物が木造の場合の上記1～3の基準は右図のとおりです。

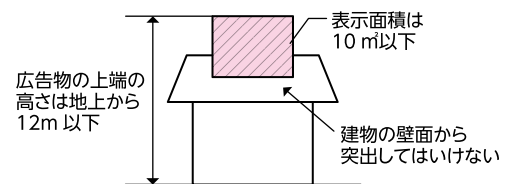
$$h \leq H \times 5/3$$

かつ

$$h \leq 48\text{m}$$



木造建築物を利用する場合

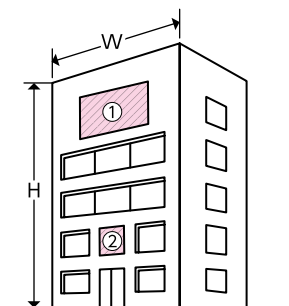


### 2 壁面利用広告

建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

- 1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積（開口部分を含む）の5分の1以下であること。  
ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては、10分の3以下であること。
- 2 同一の壁面に複数の広告物を出す場合は、その合計面積が1の表示面積の基準以下であること。
- 3 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
- 4 新幹線鉄道の路端から500m以内の地域に出す場合は、新幹線鉄道に向けて表示しないこと。  
(商業地域は除く。)

$$①+② \leq H \times W \times 1/5$$

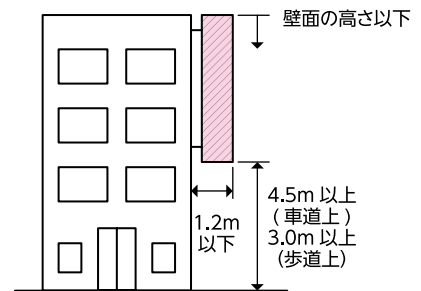


### 3 突出し広告

建物の壁面から突き出す屋外広告物です。

- 1 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。
- 2 上端の高さは壁面の高さ以下であること。
- 3 道路上に突き出す場合（※）は、下端の高さが  
歩道上は路面から3m以上であること。  
車道上は路面から4.5m以上であること。

※ 道路上に突き出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。



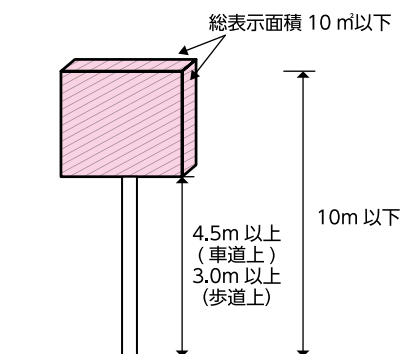
## 3 建物から独立して出される屋外広告物の基準

建物から独立して出される屋外広告物（ポール看板、自立看板、野立看板など）の基準は、「用途地域が定められている土地の区域」と「用途地域が定められていない土地の区域」では基準が異なります。

### 1 都市計画法第8条第1項1号に規定する用途地域が定められている土地の区域

- 1 表示面積は、10㎡以下であること。  
ただし、自家広告にあっては60㎡以下であること。  
表裏のように複数の表示面がある場合には、その合計面積を対象とします。  
複数の広告板で構成される広告物は、広告板の枚数に関わらず一つの広告物とします。
- 2 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- 3 道路上に突き出していないこと。
- 4 ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合（※）は、下端の高さが  
歩道上は路面から3m以上であること。  
車道上は路面から4.5m以上であること。

※ 道路上に突き出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。



## 2 都市計画法第8条第1項1号に規定する用途地域が定められていない土地の区域

- 1 表示面積は、10㎡以下であること。  
ただし、自家広告にあつては60㎡以下であること。  
( 表裏のように複数の表示面がある場合には、その合計面積を対象とします。  
複数の広告板で構成される広告物は、広告板の枚数に関わらず一つの広告物とします。 )
- 2 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- 3 道路上に突き出していないこと。
- 4 ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合(※)は、下端の高さが  
歩道上は路面から3m以上であること。  
車道上は路面から4.5m以上であること。
- 5 使用されている色のうち、面積が最大のものの彩度(産業標準化法に基づく日本産業規格Z8721に規定する彩度の表示方法。いわゆる「マンセル値」。)が6を超えないこと。  
ただし、自家広告については、この限りではありません。

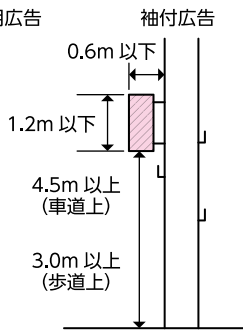
※ 道路上に突き出す場合は、道路法の許可も受けなければなりません。

## 4 その他の屋外広告物の基準

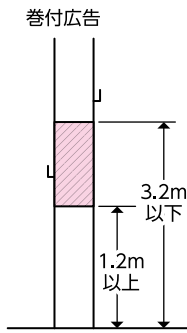
広告物の種類		許可の基準	
電柱 街灯柱等 利用広告	袖付 広告	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
	巻付 広告	上端の高さ	地上から3.2m以下
		下端の高さ	地上から1.2m以上
標識利用広告	表示面積		0.5㎡以下／面
アーチ利用広告	アーチ部分利用	路面から上端までの高さ	歩道上：5.5m以下 車道上：7.5m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3.5m以上 車道上：5m以上
	支柱部分利用	上端までの高さ	地上から3m以下
		下端までの高さ	地上から1.2m以上
自動車利用広告	広告宣伝用自動車 ※		広告宣伝用自動車であること
	広告宣伝用自動車以外		各側部 1㎡以下 後部 0.3㎡以下
掛看板	表示面積		2㎡以下
	路面から下端までの高さ		歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
広告幕	長さ・幅		15m以下×1.2m以下
	路面から下端までの高さ		5m以上
アドバルーン	気球の大きさ		直径3m以下
	広告幕（網）の長さ・幅		15m以下×1.5m以下
	上端の高さ		地上から45m以下
はり紙	表示面積		1㎡以下
はり札	表示面積		1㎡以下
	その他		表示者の連絡先を明示すること
広告旗	縦・横		1.8m以下×0.6m以下
	高さ		3m以下
	その他		道路上に突き出していないこと 表示者の連絡先を明示すること
立看板	縦（脚部を含む）・横		1.8m以下×0.6m以下
	その他		表示者の連絡先を明示すること

※「広告宣伝用自動車」とは、車検証の「車体の形状」欄に「放送宣伝車」又は「広報車」と記載された特種用途車両です。

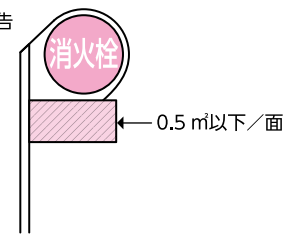
○電柱・街灯柱等利用広告



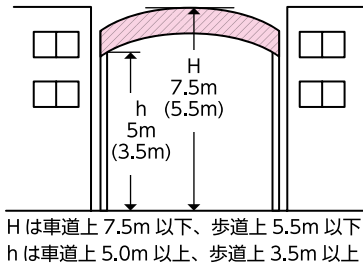
○巻付広告



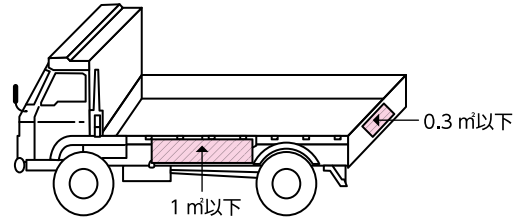
○標識利用広告



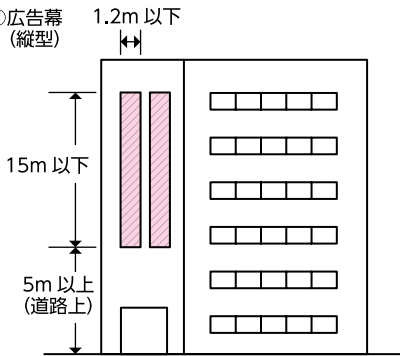
○アーチ利用広告



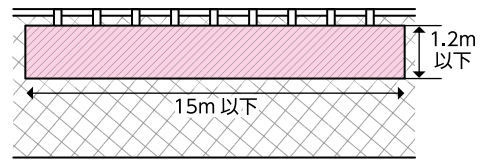
○自動車利用広告



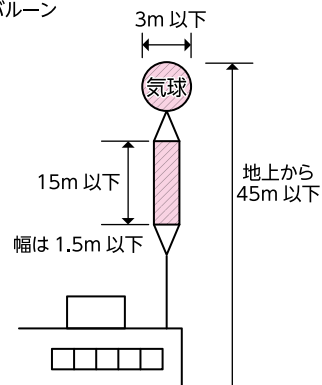
○広告幕 (縦型)



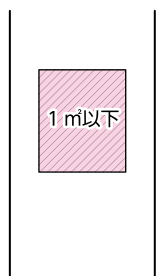
○広告幕 (横型)



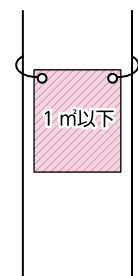
○アドバルーン



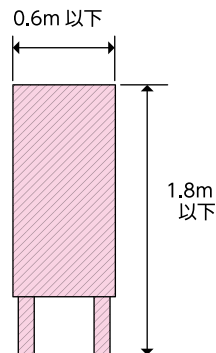
○はり紙



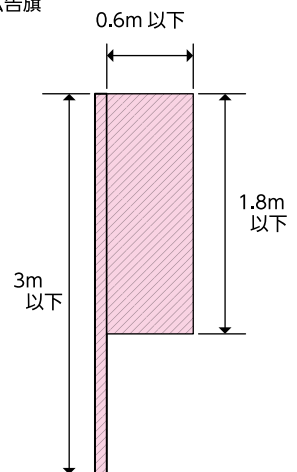
○はり札



○立看板



○広告旗



## Ⅲ 適用除外の屋外広告物

### 1 適用除外となる屋外広告物

屋外広告物を出す場合にはさまざまな制約がありますが、個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては広範囲に例外を認めています。これを「適用除外」といいます。【条例第7条】

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、禁止物件あるいは許可制度に関する規制の全部又は一部が緩和されます。

適用除外となる屋外広告物の種類と内容、取り扱いについては14ページの表のとおりです。

### 2 自家広告物

適用除外となる屋外広告物の主なものに「自家広告物」があります。

**自家広告物** = ①自己の事業所等がある建物やその敷地内に  
②自己の氏名、店名や事業内容等を表示するもので  
③規則で定める基準に適合するもの

ただし、②の広告物であっても、自己の事業所等の敷地外に出す場合や、規則で定める基準を超える場合は、適用除外とはなりません。

自家広告物の基準については、15・16ページの表のとおりです。

なお、広告物の表示面積や高さなどの基準の捉え方、計算方法については、7～12ページの許可の基準と同様です。

1 適用除外となる屋外広告物の基準

広告物の区分	条例第7条	内 容	禁止地域 (P3参照) でも出せる	禁止物件 (P5参照) でも出せる	はり紙等 の禁止物 件(P6参 照)でも出 せる	適用除外となる基準等	
	項一 号						
法令の規定により表示する広告物	1-1		◎	◎	◎		
選挙運動のために表示する広告物	1-2	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	◎	◎	◎		
国等が表示する広告物	1-3	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	◎	◎	◎	次のいずれにも該当する場合は知事への協議が必要 ①構造物又はその敷地以外の場所に表示する②表示期間が1年を超える③上端の高さが1.0mを超え、又は表示面積が1.0m <sup>2</sup> を超える	
自家広告物	2-1	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの	<b>15・16ページを参照ください</b>				
	2-5	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	◎	/	/		
	3-1	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンクに表示する広告物	×	○	×	石垣、擁壁＝表示面積5m <sup>2</sup> 以下 送電塔、ガスタンク等＝表示面積15m <sup>2</sup> 以下	
管理用広告物	2-2		◎	×	×	表示面積：2m <sup>2</sup> 以下／個	
	3-2	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	×	○	/	規則別表第2の2を参考	
	4-3		×	/	○		
冠婚葬祭用の広告物	2-3	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	◎	×	○		
催し物用の広告物	2-4	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	◎	×	×		
タクシーに表示する広告物	2-5	タクシーに他者の広告物を表示するもの	◎	/	/	表示面積：各側部1m <sup>2</sup> 以下、後部0.3m <sup>2</sup> 以下	
バスに表示する広告物	2-5	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	◎	/	/	表示面積：底部を除く表面積の10分の3以下(窓、ドア等のガラス面は表示不可)	
人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	2-7	人、動物、車輛(自動車を除く)、船舶に表示するもの	◎	/	/		
公共掲示板に表示する広告物	2-8	地方公共団体が設置する公共掲示板に、その団体の許可等を得て表示する	◎	/	/	当該地方公共団体の許可	
工場現場の仮囲いに表示する広告物	2-9	宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵もしくは写真、又は工事施工者名等の表示	◎	/	/	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの平面積の20分の1以下	
煙突及びガスタンク等に表示する広告物	3-3		×	○	/	空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和した絵もしくは写真であること	
営利を目的としない立看板等	4-1		×	×	○	表示期間が15日を超える	
	7	政治、労働、宗教等に営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	×	×	◎	表示面積等	
						はり紙	1m <sup>2</sup> 以下
						はり札	1m <sup>2</sup> 以下
表示内容	表示の始期と終期を明記。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示						
表示期間	15日以内						
案内用の広告物	5-2	公共目的又は公衆の利便に供する目的のために表示する道標、案内図板など	○	×	×	表示面積：10m <sup>2</sup> 以下	
寄贈者名を表示するための広告物	6	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	◎	◎	◎	表示面積：表示方向からみた施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5m <sup>2</sup> 以下	

◎：適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能    ○：許可を受ければ表示可能    ×：表示することができない



2 自家広告物の基準

自家広告物の基準【禁止地域】

区分		許可不要で出せる (条例第7条第2項第1号、規則別表第2)	許可を受ければ出せる (条例第7条第5項第1号、規則別表第1)	
建造物を利用した広告	屋利広 上 用 告	表示面積	5㎡以下	全壁面面積の10分の1以下（木造建造物の場合は10㎡以下） ただし、10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが10m以下で、かつ、広告物自体の高さは2m以下。	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下 ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下 （木造建造物の場合は地上から12m以下）
		その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと
	壁利広 面 用 告	表示面積	10㎡以下	一面の壁面につきその壁面面積（開口部を含む）の5分の1以下又は10㎡以下
		広告物の上端の高さ	軒高以下	同左
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	同左
	突出し 広 告	表示面積	3㎡以下	6㎡以下
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	壁面の高さ以下
		広告物の下端の高さ	（基準なし）	歩道上：3m以上、車道上：4.5m以上
		壁面からの突出し幅	1m以下	1.2m以下
		その他	道路に突き出していないこと	（道路占用許可が必要）
	建造物から 独立した 広告 (広告板、 広告塔)	表示面積	5㎡以下	10㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下
		広告物の下端の高さ	（基準なし）	歩道上：3m以上、車道上：4.5m以上
		設置個数	3個まで	4個以下
その他		道路に突き出していないこと	（道路占用許可が必要）	
掛看板	表示面積	1㎡以下	2㎡以下	
広告幕	広告物の長さ	10m以下	15m以下	
	広告物の幅	1m以下	1.2m以下	
広告旗	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	2㎡以下	
	高さ	3m以下	3m以下	
	その他	道路に突き出していないこと	道路に突き出していないこと	
はり紙、はり札及び立看板	表示面積等	はり紙、はり札は1㎡以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m以下×横0.6m以下	/	
	その他	道路に突き出していないこと		

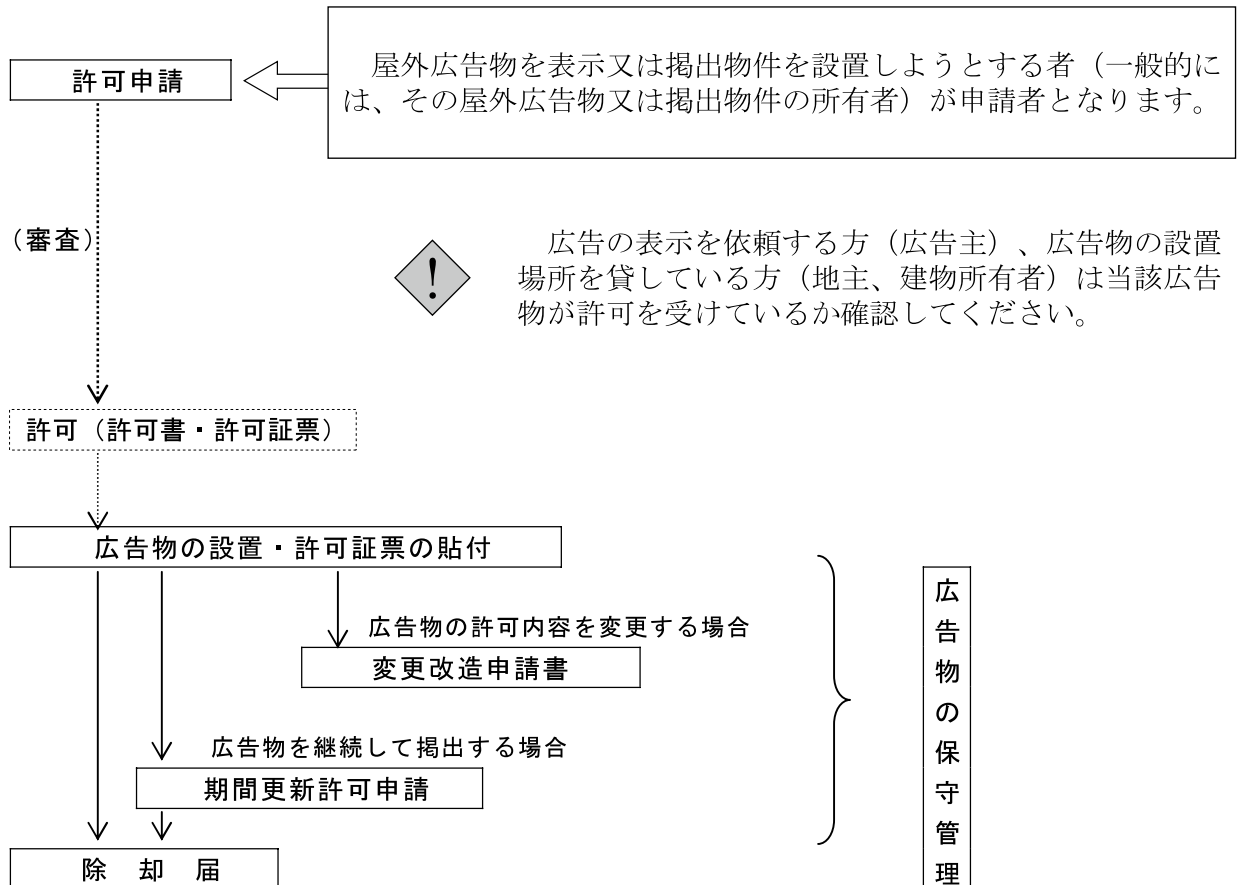
自家広告物の基準【許可地域】

区分		許可不要で出せる (条例第7条第2項第1号、規則別表第2)	許可を受ければ出せる (条例第6条第1項、規則別表第1)	
建造物を利用した広告	屋利広 上 用 告	表示面積	全壁面面積の10分の1以下（木造建造物の場合は10㎡以下） ただし、10分の1が10㎡未満の場合は10㎡以下	/
		広告物の上端の高さ	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ48m以下 ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下 （木造建造物の場合は地上から12m以下）	
		その他	壁面から突き出していないこと	
	壁利広 面 用 告	表示面積	一面の壁面につきその壁面面積（開口部を含む）の5分の1以下又は10㎡以下 ただし、都市計画法第8条第1項の規定による近隣商業地域及び商業地域にあつては10分の3以下又は10㎡以下	/
		広告物の上端の高さ	（基準なし）	
		その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	
	突出し 広 告	表示面積	（基準なし）	（基準なし）
		広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	壁面の高さ以下
		広告物の下端の高さ	（基準なし）	歩道上：3m以上、車道上：4.5m以上
		壁面からの突出し幅	1.2m以下	1.2m以下
		その他	道路に突き出していないこと	（道路占用許可が必要）
	建造物から 独立した広 告（広告板、 広告塔）	表示面積	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から10m以下	同左
		広告物の下端の高さ	（基準なし）	歩道上：3m以上、車道上：4.5m以上
		設置本数	4個まで	（基準なし）
その他		道路に突き出していないこと	（色彩基準不適用）	
掛看板	表示面積	2㎡以下	/	
広告幕	広告物の長さ	15m以下	/	
	広告物の幅	1.2m以下		
広告旗	表示面積等	2㎡以下	/	
	高さ	3m以下		
	その他	道路に突き出していないこと		
はり紙、はり札及び立看板	表示面積等	はり紙、はり札は1㎡以下 立看板は縦（脚部を含む）1.8m以下×横0.6m以下	/	
	その他	道路に突き出していないこと		

## IV 許可の手續と手数料

### 1 許可等の手續の流れ

屋外広告物の許可の手續は、次のとおりです。



なお、その他関係法令に基づく手續の必要なものがあります。

事 項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地内（上空を含む。）に表示・設置する場合	道路占用許可（道路法）	道路管理者（国・県・市町村）
	道路使用許可（道路交通法）	警察署
工作物自体が高さ4mを超える場合	工作物の確認	県（建築安全センター）、特定行政庁である市町村（建築指導担当）、指定確認検査機関
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります。		消防署
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		各法令所管行政庁
農地法		市町村
河川法		河川管理者（国・県・市町村）

## 2 許可申請等の添付書類と審査手数料

区分	様式の名称	添 付 書 類							審査手数料
		掲出場所及び周囲の状況の図面又は写真	広告物の仕様書及び設計図	所有者等の借用承諾書等	屋外広告物等点検報告書※	広告物の全景及び点検箇所の写真※	点検資格者を証する書面※	管理者の資格を証する書面	
新たに許可申請する場合	屋外広告物等許可申請書 (既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合)	○	○	○	—	—	—	△	○
		○	○	○	○	○	△		
許可期間を更新する場合	屋外広告物等許可期間更新申請書	○	×	○	○	○	△	×	○
表示内容のみ変更する場合	屋外広告物等変更改造申請書	×	○	×	—	—	—	×	○
広告物を掲出する物件自体の規模等を変更する場合					○	○	△		
許可された広告物を除却したとき	除却届	×	×	×	×	×	×	×	—
管理者を新たに設置したとき	屋外広告物等管理者設置・廃止届	×	×	×	×	×	×	△	—
広告物の変更はないが、表示・設置者又は管理者が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届	×	×	×	×	×	×	△	—
表示・設置者又は管理者の氏名(名称)、住所が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届	×	×	×	×	×	×	×	—
許可された広告物が滅失したとき	屋外広告物等滅失届	×	×	×	×	×	×	×	—

※：点検不要広告物（22ページ参照）については×  
△：上端の高さが地上から4mを超えるもののみ○

各様式は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。

掲載場所：「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」の

「1 屋外広告物の許可制度について」の

「1-2 屋外広告物の設置に係る許可申請・担当窓口等について」

(トップページ > くらし・環境 > まちづくり > 景観 > )

### 3 許可の手数料と許可期間を定める基準

許可申請の際には、屋外広告物の種類や面積に応じて下表の許可手数料の納付が必要です。【条例第22条】

納付方法については、許可等の申請窓口にお問い合わせください。

また、許可期間は、3年を限度としており、種類に応じて次の基準があります。【条例第11条、規則第7条、別表第3】

許可された期間後も継続する場合は、期間満了前に許可期間の更新を受ける必要があります。

※ 下記の表の金額は県土整備事務所へ申請する場合の金額です。市町村へ申請する場合は金額が異なることがあります。

種 類	単 位	金 額	許可期間基準	
広告塔又は広告板 (屋上利用広告、壁面利用広告、突出し広告を含む)	1 m <sup>2</sup>	350円	3年以内	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	1個	350円		
標識利用広告	1個	170円		
アーチ利用広告	1基	3,500円		
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1台		2,000円
	その他のもの	1台	800円	
掛看板	1個	700円	1年以内	
広告幕(つり下げを含む)	1張	350円	3月以内	
アドバルーン	1個	1,750円		
立看板	紙製又は布製	1個	170円	1月以内
	上記以外	1個	350円	
はり紙	50枚	350円		
はり札	10枚	350円		
広告旗	1本	350円		

※ 広告塔又は広告板で単位1 m<sup>2</sup>未満のものは、1 m<sup>2</sup>として計算します。

※ はり紙で単位50枚未満のものは、50枚として計算します。

※ はり札で単位10枚未満のものは、10枚として計算します。

### 4 許可証票

許可を受けると許可証票(シール)が交付されますから、許可された屋外広告物に貼付してください。なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



## 5 屋外広告物の設置を依頼する場合

埼玉県知事の登録を受けた屋外広告業者でなければ、埼玉県の区域内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市の区域を除く）で屋外広告物の設置を請け負うことはできません。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、必ず知事の登録を受けた屋外広告業者に依頼してください。

登録を受けている屋外広告業者の一覧（登録簿）は、埼玉県ホームページに掲載しています。  
掲載場所：「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」の  
「3 屋外広告業の登録制度について」の  
「3-2 広告主の皆様へ」  
（トップページ＞暮らし・環境＞まちづくり＞景観）

## 6 屋外広告物の設置の許可申請等の窓口

埼玉県では、地方自治法の規定を活用し、埼玉県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可等の事務を市町村に移譲しています。

屋外広告物を設置する場合は、その場所を管轄する窓口に相談・申請をしてください。

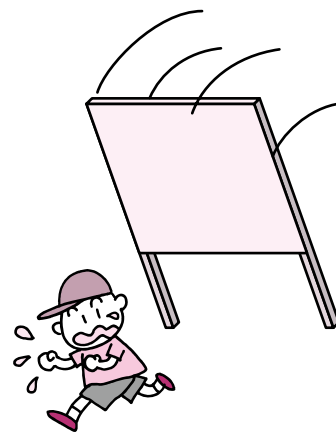
申請等の窓口一覧は、埼玉県ホームページに掲載しています。  
掲載場所：「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」の  
「1 屋外広告物の許可制度について」の  
「1-2 屋外広告物の設置に係る許可申請・担当窓口について」  
（トップページ＞暮らし・環境＞まちづくり＞景観）

## V その他の注意事項

### 1 管理義務

屋外広告物の設置や管理が適切に行われないと、強風や地震等により倒壊や落下するなどして、通行する人などに被害を与える事故が発生するおそれがあります。

そこで、屋外広告物の表示・設置者や管理者は、補修その他必要な管理を行い、屋外広告物を良好な状態に保持することが義務づけられています。【条例第14条第1項】



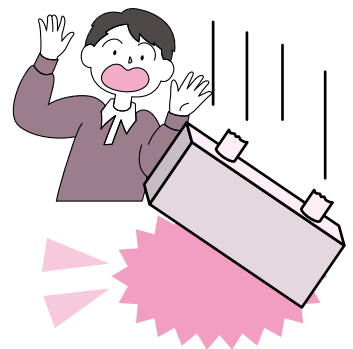
### 2 管理者制度

近年では、広告物の大型化などに伴い、広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受けて設置する広告物のうち上端の高さが地上から4mを超えるものについては、専門知識を有する管理者を置いて管理しなければなりません。【条例第14条第2項、規則第10条の3】

専門知識を有するとは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 知事から屋外広告業の登録を受けた者
- (2) 本県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (5) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
  - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
  - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
  - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (6) 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者



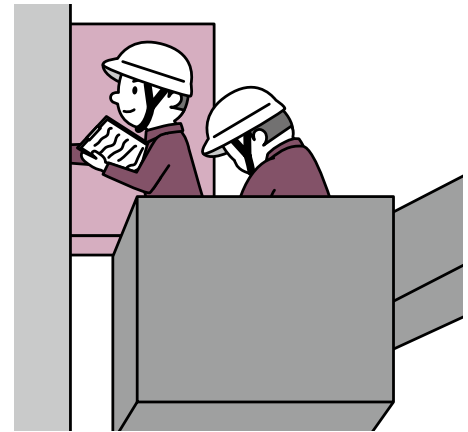
なお、管理者を置いたとき（変更等を含む）は、所轄の許可機関（市町村又は県土整備事務所）に届け出なければなりません。【条例第20条第1項】

### 3 点検義務

屋外広告物の設置者、管理者等は、一部の広告物（※）を除くすべての広告物の損傷、腐食その他の劣化の状況について、3年を超えない期間ごとに点検しなければなりません。

【条例第14条の2第1項】

なお、許可申請が必要な広告物については、許可申請日前3月以内に点検を行い、「屋外広告物等点検報告書」に点検結果を記載し、許可申請書に添付しなければなりません。



※ 次に掲げるものは「点検不要広告物等」に該当し、点検義務の対象外です。

#### 点検不要広告物等の一覧

- (1) はり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- (2) 広告幕（掲出物件を除く）
- (3) アドバルーン
- (4) 壁面に描かれた広告物
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (6) 冠婚葬祭、祭礼等の行事のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (7) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物
- (8) 自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (9) 人、動物若しくは車両（自動車を除く）又は船舶に表示される広告物
- (10) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
- (11) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (12) 法令の規定により本条例の点検と同程度の点検を実施することとされている広告物又は掲出物件
- (13) 広告塔、広告板等の掲出物件で、次のいずれかに該当するもの
  - ・設置した日から3ヶ月以内であるもの
  - ・建築基準法における建築確認の検査済証の交付から1年以内であるもの
- (14) 表示する広告物のみに変更又は改造を行うもの



## 4 有資格者による点検

次の広告物には点検を有資格者に行わせる義務又は努力義務があります。【条例第14条の2第2項、第3項】

- (1) 上端の高さが**地上から4 mを超え**、かつ**許可申請が必要**な広告物→有資格者の点検義務
- (2) 上端の高さが**地上から4 mを超え**、かつ**許可申請が不要**な広告物→有資格者の点検努力義務

### 点検有資格者の一覧

- (1) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 本県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
  - ア 広告美術仕上げ又は帆布製品の製造若しくは取付けに係る職業訓練指導員免許を受けた者
  - イ 広告美術仕上げ又は帆布製品の製造若しくは取付けに係る技能検定に合格した者
  - ウ 広告美術仕上げ又は帆布製品の製造若しくは取付けに係る職業訓練を修了した者
- (5) 知事が講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- (6) 建築士法に基づく建築士の資格を有する者（一級建築士、二級建築士、木造建築士）
- (7) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者（第一種電気工事士、第二種電気工事士）
- (8) 電気事業法に基づく次の免状の交付を受けている者
  - ア 第一種電気主任技術者免状
  - イ 第二種電気主任技術者免状
  - ウ 第三種電気主任技術者免状
- (9) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者

## 5 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。【条例第15条第1項】

除却した屋外広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を所轄の許可機関（市町村又は県土整備事務所）に届け出なければなりません【条例第15条第2項】

## 6 違反広告物に対する措置

屋外広告物条例に違反して出された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に対し、除却、改修、移転などの措置が命じられます。【条例第17条第1項】

また、これに応じない場合は、強制的に除却することがあります。【法第7条第2項～第4項、条例第17条第2項】

### 《簡易除却制度について》

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等のうち、下記の要件を満たすものは、屋外広告物法により、除却する旨を所有者に伝えることなく除却することが認められています。

これを「簡易除却」といいます。

はり紙は以下の要件の（1）に該当する場合に、  
はり札等、広告旗、立看板等は（1）・（2）の両方に該当する場合に  
簡易除却の対象となります。

#### 簡易除却の対象となる広告物の要件

- （1）屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
- （2）管理されずに放置されているもの

\* 簡易除却は、権限移譲により市町村が行います。

## 7 罰則

屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。【条例第28条、第28条の2、第29～31条】

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令等に従わなかったとき
- 登録を受けないで屋外広告業を営んだとき

## VI 屋外広告業の登録制度

### 1 屋外広告業の登録

屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示や設置に関する工事等を請け負うなど、埼玉県内で屋外広告業を営む方は、埼玉県知事の登録を受けることが必要です。【条例第23条】

なお、登録の有効期間は5年間で、期間満了後も継続して屋外広告業を営むときは登録の更新が必要です。

また、登録事項に変更があったときは変更があった日から30日以内に、変更の届出をしなければなりません。

※さいたま市内、川越市内、川口市内及び越谷市内で屋外広告業を営む方は、さいたま市長、川越市長、川口市長及び越谷市長の登録を受けなければなりません。（埼玉県内全域で営業を行う場合は、埼玉県、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市に登録が必要です。）

※登録先は事務所等の所在地を管轄する県・市ではなく、屋外広告物を表示・設置する地点を管轄する県・市です。

### 2 申請方法

登録（新規・更新）を希望する場合は、登録申請書と必要な添付書類を、埼玉県都市計画課屋外広告物担当へ提出してください。郵送の他、電子申請も可能です。

登録手続完了後に、登録通知書を送付します。登録通知書には有効期間が明記されていますので、有効期間満了後も継続して屋外広告業を営む場合は、有効期間満了の概ね30日前までに更新申請を行ってください。

また、登録後、登録事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書と必要な添付書類を提出してください。

### 3 登録申請等に係る必要書類等

#### 《必要書類等一覧》

区分	様式の名称	添付書類		備考
新規又は更新の登録申請をするとき  ※登録の有効期間は5年間 ※有効期間満了後も屋外広告業を営む場合は、有効期間満了の1ヶ月前までに更新手続を行う。	屋外広告業登録申請書【様式第12号】	●登録申請者が法人の場合 ・誓約書【様式第12号の2】 ・業務主任者の資格を証明できる書類のコピー（屋外広告物講習会修了証等） ・登記事項証明書 ・業務主任者の住民票 ●登録申請者が個人の場合 ・誓約書【様式第12号の2】 ・業務主任者の資格を証明できる書類のコピー（屋外広告物講習会修了証等） ・登録申請者の住民票 ・業務主任者の住民票（申請者と同一人物である場合は不要）  ※申請者が未成年である場合は、上記以外の書類も必要になります。		
登録事項に変更が生じたとき  ※変更があった日から30日以内に届け出る。	屋外広告業登録事項変更届出書【様式第14号】	変更事項 申請者の氏名又は名称 申請者の住所 法人の代表者 営業所の名称及び所在地 法人の役員 法定代理人の住所及び氏名 業務主任者	添付書類 登記事項証明書（法人の場合） 住民票（個人の場合） 登記事項証明書（法人の場合） 住民票（個人の場合） 登記事項証明書 誓約書【様式第12号の2】 登記事項証明書（登記事項の変更を伴う場合に限る） 登記事項証明書 誓約書【様式第12号の2】 誓約書【様式第12号の2】 住民票 資格を証明できる書類のコピー 住民票	登記事項証明書と住民票はコピー可。
屋外広告業を廃止したとき ※廃止の日から30日以内に届け出る。	屋外広告業廃業等届出書【様式第15号】			

各様式は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。  
 掲載場所：「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」の  
 「1 屋外広告物の許可制度について」の  
 「1-2 屋外広告物の設置に係る許可申請・担当窓口等について」  
 （トップページ > くらし・環境 > まちづくり > 景観 > ）

### 4 手数料

新規又は更新の登録申請の際は、手数料10,000円が必要です。  
 郵送での申請の場合は、申請書に埼玉県収入証紙10,000円分を貼付してください。  
 電子申請の場合は、ペイジーによりお支払いください。  
 なお、変更の届出の際は手数料は不要です。

埼玉県 都市整備部 都市計画課 屋外広告物担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

令和4年4月発行